

2023年5月

Contents

- I. 【メキシコ】営業秘密に関する規制
- II. 【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリッド方式の会議を可能にする法改正に対する一般の意見を受けた政府の対応
- III. 【韓国】重大災害処罰等に関する法律違反事件の判決

I. 【メキシコ】営業秘密に関する規制

1. はじめに

2020年7月1日の米国・メキシコ・カナダ協定(通称「USMCA」又は「T-MEC」)の発効を背景に、同日付でメキシコの改正産業財産保護法(*Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial*)が公布され、メキシコにおける営業秘密に関する規制(以下「メキシコ営業秘密規制」という。)も大幅に改正された。本稿以降では、このようにして改正されたメキシコ営業秘密規制について解説することとし、本稿では改正の背景と規制の概要を解説する。

2. 背景

上記のとおり、新たなメキシコ営業秘密規制はUSMCAの定め由来するものである¹。具体的には、USMCAの20.69条から20.77条が営業秘密について定めており、締結当事国の一つであるメキシコは営業秘密の保護のための法的手段の創設を求められるに至った²。USMCAは営業秘密(Trade Secret)及び不正流用(misappropriation)を比較的明確に定義する³とともに、締結当事国に対して差止請求や保全命令のような暫定措置制度の創設も要求している⁴。このようなUSMCAの定めを踏まえてメキシコ営業秘密規制は大幅に改正されるに至った。

1 USMCAの営業秘密に関する定め(20.69条から20.77条)は[こちら](#)で確認可能である。また、USMCAについては[こちら](#)を参照されたい。

2 USMCAの20.69条

3 USMCAの20.72条

4 USMCAの20.73条及び20.75条

3. 規制の概要

メキシコ営業秘密規制は主に下記の事項について定めている。

- 1) 保護の対象となる「営業秘密 (*Secreto Industria*)」
- 2) 禁止される「不正流用 (*Apropiación Indevida*)」
- 3) 差止請求、制裁その他のエンフォースメント

上記につき次稿以降でそれぞれ解説するが、本稿では規制の概要を簡単に説明する。

1)については、営業秘密として保護の対象となる情報の範囲が広範に定められている点が重要である⁵。法は営業秘密として保護の対象とするために必要な措置については詳細に定めていないものの、「秘密性保持とアクセス制限のための十分な措置等 (*los medios o sistemas suficientes para preservar su confidencialidad y el acceso restringido*)」を講じることを要求している⁶。

2)については、禁止される「不正流用」が比較的明確に規定されており、具体的には商慣習に反し不正競争につながるような営業秘密の使用や開示が「不正流用」にあたる⁷。「不正流用」は原則として不正流用を認識した上でなされるものに限られ⁸、また、下記の刑事責任追及や行政処罰との関係では認識のみならず図利目的や加害目的も要求されることがある⁹。さらに、法は「不正流用」にあたらない場合についても定めており、例えばいわゆるリバース・エンジニアリング(公開されている製品等を分解したり、その動作を観察したりすることにより製品等の情報を取得すること)は、契約により特別に制限・禁止されている場合等を除き、原則として「不正流用」にあたらない¹⁰。

3)については、従前設けられていた刑事責任の定めに加え、行政処罰の定めが設けられたほか¹¹、財産権侵害を理由とする訴訟による民事責任追及も可能である¹²。加えて、行政機関と裁判所の双方が差止請求等もなうる¹³。

まとめると、メキシコ営業秘密規制の下では、適切な方法で保護されている秘密情報が「営業秘密」として保護の対象となり、商慣習に反し不正競争につながるような営業秘密の使用や開示は「不正流用」として禁止され、「不正流用」がなされた場合には刑事責任追及の要請¹⁴のみならず行政処分を要請¹⁵したり、訴訟による責任追及や裁判所による差止請求を求めたりすることも可能である¹⁶。

4. メキシコ営業秘密規制を理解する意義

海外でビジネス展開をしようとする際、現地での合弁パートナーや現地で採用した役員又は従業員による事

5 産業財産保護法 163 条

6 産業財産保護法 163 条

7 産業財産保護法 163 条

8 産業財産保護法 163 条

9 産業財産保護法 386 条及び 402 条

10 産業財産保護法 164 条

11 産業財産保護法 386 条以下

12 産業財産保護法 406 条

13 産業財産保護法 344 条及び 408 条

14 産業財産保護法 402 条

15 産業財産保護法 328 条

16 産業財産保護法 344 条及び 408 条

業上の重要な情報の持ち出しを懸念する企業は少なくない。そのため、メキシコにおいて営業秘密に関する法制度が整備されたことはメキシコ進出を検討している日本企業や既にメキシコで事業を営む日本企業には安心材料といえる。もっとも、メキシコ営業秘密規制に基づく保護を享受するためには法が定める各要件を満たす必要がある。

また、上記のとおり、メキシコ営業秘密規制は各種のエンフォースメントを設けているところ、問題となっている情報が「営業秘密」であること、不正流用性の認識の下で営業秘密の使用や開示がなされていることなどが要件となっている。したがって、日本企業又はその現地法人及びその役員等がメキシコ営業秘密規制違反を理由に責任追及された場合には、主に「営業秘密」又は「不正流用」該当性と「不正流用」の認識について争いうる。すなわち、メキシコ営業秘密規制を理解することは将来の紛争における防御にも資する。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

Ⅱ. 【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリッド方式の会議を可能にする法改正に対する一般の意見を受けた政府の対応

1. はじめに

※会社等におけるバーチャル／ハイブリッド方式の会議を可能にする法改正については、3月号の記事にて取り上げましたが(https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0026396_ja_001)、本稿はそれをアップデートするものです。

3月号の記事に記載したとおり、会計企業規制庁(以下「ACRA」という。)、財務省(以下「MOF」という。)及び金融管理局(以下「MAS」という。)は2023年2月に、会社、変更資本金会社(以下「VCC」という。)及び登録ビジネス・トラスト(以下「BT」という。)に対して完全にバーチャル又は「ハイブリッド」な形態で特定の会議を実施する選択肢を与えられるよう、会社法、変更資本金会社法(以下「VCC法」という。)及びビジネス・トラスト法(以下「BT法」という。)の改正案を定めた、ビジネス・トラスト及びその他企業体改正法案(Companies, Business Trusts and Other Bodies (Miscellaneous Amendments) Bill 2023)(以下「本法案」という。)に関する一般の意見を募った。

ACRA、MOF及びMASはコンサルテーション・ペーパーに対する一般の意見をまとめ、それに対する回答を2023年4月13日に公表した(<https://www.mas.gov.sg/-/media/mas/news-and-publications/consultation-papers/9-feb-2023-legislative-amendments-to-enable-conduct-of-general-meetings-by-electronic-means/response-paper.pdf>)。概ね好意的な意見が多かったが、複数の提案も寄せられた。

2. バーチャル又はハイブリッド方式の会議開催を許容する改正

改正の範囲を拡大し、①スキーム・オブ・アレンジメントのための会議、②シンガポール会社法第182条に基づきシンガポール裁判所が命じた会議、③BT法第61条に基づきシンガポール裁判所が命じた会議、及び④VCC法第80条に従いシンガポール裁判所が命じた会議も含めるという一般の意見による提案がなされ、ACRA、MOF及びMASは提案を受け入れた。

また、企業が改正の適用を除外・修正するために必要な措置を取った場合を除き、改正により既存の会社の定款が上書きされる点、及び、改正施行後に新たに設立された企業にも改正が適用される点を明確化することも提案された。BTの信託証書及びVCCの定款についても同様の提案がなされた。ACRA、MOF及びMASは提案を受け入れ、定款又は信託証書に改正がどのように適用されるかがより明確になるよう本法案を修正した。例えば、会社について、新たに設けられた第173J(5)条は「本条は、会社の定款の規定に関わらず適用される。」と規定している。

3. バーチャル又はハイブリッド方式の会議において、どのように既存規則が適用されるかを明確にする改正

一般からは、①株主の代理人及び代表者に対して言及すべき、②会議中に挙手で投票する際、出席者の身元確認及び認証対応を柔軟にすべき、といった提案もなされた。また、③バーチャル又はハイブリ

ッド方式の会議が許容されることに従って、法律の文言のテクニカルな修正をするよう求める提案もあり、ACRA、MOF 及び MAS は提案を受け入れた。例えば、会社について、シンガポール会社法内の既存の記載がバーチャル又はハイブリッド方式の会議についても適用されることが、新たに設けられた第 173J(4)条に規定されている。

4. バーチャル又はハイブリッド方式の会議が技術的な混乱、不具合及び停止によって無効にならないようにする改正

当初は、当該改正についてはシンガポール会社法及び VCC 法のみを対象とするものとしていたが、BT 法にも同様の規定を含める提案がなされ、MAS は提案を受け入れた。

5. 施行

本法案は、2023 年 4 月 18 日に国会に提出された。また、本法案の第二読会が 2023 年 5 月 9 日に行われ、同日に可決された。したがって、本法案の中心であるバーチャル又はハイブリッド方式の会議に関する規定は、既報のとおり、2023 年 7 月 1 日に施行されることになる。

3 月号の記事でも述べたように、本改正は、シンガポールに所在する全企業に関連し得るものである。多くの在シンガポールの日系企業では、本改正に対応した定款変更等を行う必要はないものと想定されるが、改正内容を十分理解いただいたうえでご判断いただくことをお勧めしたい。

【シンガポール】
弁護士 高橋 玄
弁護士 ジェスリン コー

Ⅲ.【韓国】重大災害処罰等に関する法律違反事件の判決

1. はじめに

2022年1月27日から韓国において重大災害処罰等に関する法律(以下「重大災害処罰法」という。)が施行されたが、重大災害処罰法違反に係る刑事責任が問われた事件のうち二つについて、最近、判決が言い渡された。重大災害処罰法は、企業が、安全・保健を確保するための措置を強化し、安全を確保するための投資を拡大することにより、重大産業災害を予防するとともに市民と従事者の生命及び身体を保護することを目的に制定された法律であり、事業主・経営責任者等に安全・保健確保義務を課している。そして、①事業主・経営責任者等が、②安全・保健確保義務に違反したことにより③重大産業災害が発生した場合には、当該事業主・経営責任者等を処罰する規定を設けている¹⁷。最近言い渡された上記の二つの判決は、重大災害処罰法違反の事件としては最初の判決(以下「第1号判決」という。)及び2つ目の判決(以下「第2号判決」という。)であり、同法の適用に関する韓国裁判所の解釈を示し、また、今後同法違反の量刑を考える際の基準となりうることから注目されている。本号では、第1号判決及び第2号判決の概要を紹介する。

2. 第1号判決の概要

(1) 事実関係・判決の概要

A社は、常時労働者40名を使用して建築工事業を営む法人であり、事業主として、療養病院の増築工事を約81億ウォンで請け負い、B社は、A社から、上記工事のうち鉄骨及びデッキプレート工事を約7億ウォンで請け負い工事を遂行していた。2022年5月14日、上記工事の現場で、B社の労働者(以下「被害者」という。)が、地上16.5mの高さから、重さ約94.2kgの重量物を引き揚げる作業中に墜落し、死亡に至った事件である。

裁判所は、(i)A社の代表取締役に対しては重大災害処罰法違反で懲役1年6か月、執行猶予3年の刑を言い渡し、(ii)A社に対しては、重大災害処罰法違反及び産業安全保健法違反(観念的競合)で罰金3,000万ウォンの刑を言い渡した(議政府地方法院高陽支院2023年4月6日宣告2022ゴ単3254判決)。なお、同判決は検察及び被告人ら双方が上訴しなかったためそのまま確定した。

(2) 裁判所の判断¹⁸

裁判所は、前提として、A社の代表取締役について、代表取締役としてその事業を代表し、事業を総括する権限と責任がある者として、「経営責任者」に該当すると判断した。

そして、安全・保健確保義務の具体的内容として、経営責任者は、法人又は機関が実質的に支配・運営・

¹⁷ 重大災害処罰法の具体的な内容は、Anderson Mori & Tomotsune の[「ASIA&EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE」](#)2022年1月号「2.【韓国】重大災害処罰法」参照。

¹⁸ 同判決のうち重大災害処罰法違反の部分のみを紹介する。本件の場合、請負金額が約7億ウォンであったため、B社及びその経営責任者については重大災害処罰法が適用されなかった。

重大災害処罰法附則第1条第1項「この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。ただし、この法律施行当時、個人事業者又は常時労働者が50人未満の事業又は事業場(建設業の場合は工事金額50億ウォン未満の工事)については、公布後3年が経過した日から施行する。

管理する事業又は事業場において第三者に事業を請け負わせた場合、当該第三者の従事者の安全・保健上の害悪又は危険を防止するため、当該事業又は事業場の特性及び規模等を考慮して、災害予防に必要な人力(人員)及び予算等安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を講じなければならないと述べたうえで、当該管理体系・履行に関する措置に従い①事業又は事業場の特性に応じた害悪・危険要因を確認(特定)して改善する業務フローを整備し、②安全保健管理責任者、管理監督者及び安全保健総括責任者(以下総称して「安全保健管理責任者等」という。)が各事業場において業務を忠実に遂行できるよう、安全保健管理責任者等が該当業務を忠実に遂行しているか否かを評価する基準を設け、③事業又は事業場に重大な産業災害が発生し、又は発生する差し迫った危険がある場合に備えて、作業停止、労働者の避難、危険要因の除去等の対応措置に関するマニュアルを整備しなければならないと判示した。

裁判所は、A社の代表取締役が上記①の業務フロー及び②の評価基準を設けていなかったため、安全保健管理責任者等が、本事件の工事現場における重量物の引揚作業に関し、墜落や落下の危険を適切に評価し、安全事故を防止するための作業計画を策定できず、それにより安全帯が支給されず、また、安全帯を連結できる取付設備も設置されない状況を生み出したと認定した。また、A社の代表取締役が上記③のマニュアルを整備していなかったため、本事件の工事現場では、病院の建物内部から開口部を通じて重量物を引き揚げる作業を行う際に、安全手すりを解体して作業が行われるにもかかわらず、安全帯が支給されなかっただけでなく、安全帯を連結できる取付設備が全く設置されておらず、いつでも墜落による重大な産業災害が発生しうる急迫した危険があるにもかかわらず、安全保健管理責任者等が作業を中止させ、直ちに墜落の危険を除去することを妨げたと認定した。

さらに、裁判所は、A社の代表取締役のこれらの違反行為と被害者の死亡との間に因果関係を認め、結論として有罪判決を言い渡した。

A社については、裁判所は、その経営責任者である代表取締役が、A社の業務に関し、上記のように安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を取らず、もって従事者が死亡する重大な産業災害に至らしめたと判断し、有罪判決を言い渡した。

(3) 第1号判決の量刑

同判決は、被告人らに不利な量刑事由として、韓国社会で頻繁に発生する産業災害に関し、近年、事業主及び請負人に対してより重い社会的・経済的責任を問うべきであることについて、相当程度の社会的合意が形成され、その結果、本事件に適用される重大災害処罰法が制定されたところ、それにもかかわらず、被告人らが判示記載の義務違反行為に及んだ点、義務違反行為によって被害者の死亡という取り返しのつかない重大な結果が発生した点、上記のような結果は被告人らが判示記載の業務上の義務のうち一部だけでも履行していれば発生しなかった可能性が高いと思われる点等を挙げている。

他方で、被告人らに有利な量刑事由として、被害者の死亡という結果は、被害者をはじめとする建設労働者の間で横行していた労働者自身の判断による安全手すりの撤去等の慣行も原因の一部であったと考えられることから、上記の結果の責任のすべてを被告人らに負担させるのはやや過酷な面があること、B社が加入する保険により被害者の遺族に保険金が支払われ、さらに、B社から5,000万ウォン、A社から1億ウォンがそれぞれ被害者の遺族に支払われ、被害者の遺族が被告人らに対する処罰を望んでいないこと、A社及びA社の代表取締役は、今後、同様の事故の再発防止を確約し、重大災害処罰法で定められた安全保健管理体系の構築に向けた具体的な計画を明らかにしていること等を挙げたうえで、これらの事由を考慮して上記(1)に記載の刑を言い渡した。

3. 第2号判決の概要

(1) 事実関係・判決の概要

C社は、常時労働者340名を使用して熱間圧延、押出及び引抜製品の製鋼製造を目的として設立された法人であり、事業主として、2014年頃から、個人事業主であるDとの間で、C社の製鋼及び圧延日用補修作業業務に関する請負(下請)契約を1年単位で締結し、毎年更新してきた。被害者は、Dの事業に従事する労働者で、2022年3月16日、上記の請負(下請)契約に基づき、C社の屋外作業場において、鉄製放熱パネル(重量1,220kg、規模:横300cm×縦140cm×厚さ6~12cm)の補修作業を行う際に、損傷があり安全性が確認されていない繊維ベルトを、表面が鋭利なフックに直接連結し不適切な用法で使用した結果、クレーンで放熱パネルを持ち上げる途中、繊維ベルトが切れて放熱パネルが落下して被害者は負傷し、同日、病院の救急室で治療を受けている間に死亡に至った。

裁判所は、(i)C社の代表取締役に対しては産業安全保健法違反、重大災害処罰法違反及び刑法上の業務上過失致死罪(観念的競合)で懲役1年の実刑を言い渡し、(ii)C社に対しては、重大災害処罰法違反及び産業安全保健法違反(観念的競合)で罰金1億ウオンを言い渡した(昌原地方裁判所馬山支院 2023年4月26日宣告 2022ゴ合95判決)。なお、同判決は検察及び被告人ら双方が上訴し、現在控訴審(釜山高等法院(昌原)2023ノ167)が係属中である。

(2) 裁判所の判断¹⁹

裁判所は、C社の経営責任者である代表取締役は、C社が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場で従事者の安全・保健上の害又は危険を防止するために、当該事業又は事業場の特性及び規模等を考慮して、安全保健管理責任者等が各事業場で業務を忠実に遂行できるように、安全保健管理責任者等が当該業務を忠実に遂行しているかを評価する基準を設け、その基準に基づいて安全保健管理責任者等を半期に1回以上評価・管理しなければならない。また、第三者に対して業務の請負、用役、委託等をする場合には、従事者の安全・保健を確保するために、請負、用役、委託等に応じる者の産業災害を予防するための措置を講じる能力と技術に関する評価基準・手続に関する基準を設けたうえで、当該基準及び手続に従って請負等が行われているかどうかを半年に1回以上点検するなど、安全保健管理体系の構築し、その履行に関する措置を講じる義務があると判示した。

そのうえで、C社の代表取締役は、上記の各義務に違反して、上記の安全保健管理体系を構築し、その履行に関する措置を講じず、その結果、Dの事業に従事する安全保健管理責任者が、産業災害予防に必要な安全措置を講じることを妨げたと判示し、有罪判決を言い渡した。

C社については、裁判所は、その経営責任者である代表取締役が、C社の業務に関し、上記のように安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を講じず、従事者が死亡する重大な産業災害に至らしめたと判断し、有罪判決を言い渡した。

(3) 同判決の量刑

同判決は、被告人らに有利に作用する量刑事由として、被告人らが犯行を認めており、被害者の遺族と円満に示談したこと、本事件の発生後、C社及びC社の代表取締役が当局の是正命令を全て履行したこと、過

¹⁹ 同判決のうち重大災害処罰法違反の部分のみを紹介する。本件の場合、Dは個人事業主であったため、Dに対しては重大災害処罰法が適用されなかった。

怠料²⁰を自発的に納付したこと、安全保健管理責任者及び管理監督者、請負・用役・委託先業者に対する安全保健評価基準を整備したこと等を挙げている。

他方で、被告人らに不利に作用する量刑事由として、重大災害処罰法の立法目的及び制定経緯²¹に照らして、C社の代表取締役は、過去、産業安全保健法上の安全措置義務違反を理由として2010年、2020年及び2021年に3度罰金刑を言い渡されていること、このうち2021年のケースは、重大災害処罰法が既に制定され、その施行までの期間に生じた死亡事故に関するものであること等を踏まえると、C社には従事者の安全に関する権利を脅かす構造的な問題が存在していたにもかかわらず、これを是正せずC社の経営責任者として重大災害処罰法上の安全保健確保義務を履行しなかったという事情を挙げている。

特に、C社及びC社の代表取締役は、重大災害処罰法の施行により義務付けられる安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を講じるために努力していたが、同法の施行後間もなく事故が発生したため、準備期間が足りなかったことを情状酌量の理由として主張したが、裁判所は、重大災害処罰法が制定・公表された日から1年の猶予期間があったこと、さらに、C社には同猶予期間中に既に産業災害で死亡事故が発生していたことを踏まえれば、安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を講じる必要性が他の事業場に比べ切迫していたといえることに照らし、上記主張を採用しなかった。

4. 両判決の相違

上記の両判決は、第1号判決においては執行猶予が付され、第2号判決においては実刑判決が言い渡されている。両判決は、①下請業者に従事する労働者に発生した事故であること、②被告人らが裁判において公訴事実を認めていること、③被害者の遺族と円満に示談したこと等の共通点があるものの、第2号判決においては被告人らに複数の同種前科が存在し、他の事業場に比べて安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置を講じる必要性が切迫していたと判断された点が結論を分けた理由であると推測される。

5. 今後の留意点

上記の各判決においては被告人らが公訴事実を自白しており、重大災害処罰法上の経営責任者等の安全保健確保義務の内容、求められる義務の履行水準、安全保健確保義務の不履行と事故発生との間の因果関係等について、詳細な主張立証は行われなかった。そのため、今後、特に重大災害処罰法上の経営責任者等の安全保健確保義務の内容、求められる義務の履行水準等に係る公訴事実を争う事件において、裁判所がどのような認定・判断を行うのかについて見守る必要がある。もっとも、事情次第では実刑判決が言い渡される可能性が示されており、重大災害処罰法の適用・運用の動向について、引き続き注視する必要があると思われる。

なお、経過措置期間の終了により2024年1月27日以降は、常時労働者を5名以上50名未満使用する小規模事業場に対しても重大災害処罰法が適用されるため注意する必要がある。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

弁護士 曹 貴鎬

弁護士 李 直珉

²⁰ 行政法上の義務違反に対する制裁として賦課・徴収される金銭であり、刑罰ではない。日本法上の過料に相当する。

²¹ 重大災害処罰法は、安全事故の予防効果を高めるために経営責任者という概念を新設し、事業主又は経営責任者等に安全保健管理体系の構築等の安全保健確保義務を負わせる一方、これに違反して重大災害が発生した場合、経営責任者等を処罰することで、重大災害を予防し、労働者を含む従事者と一般市民の生命と身体を保護することを目的として制定された(重大災害処罰法第1条(目的)参照)。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com